

ガーデンファニチャー協会 ~for Outdoor Living Design~会則

第1章 〔総則〕

(名称)

第1条

1. 本協会はガーデンファニチャー協会~for Outdoor Living Design~ (略称G A F A) と称する。
2. ガーデンファニチャーとは、屋外の使用に耐える家具を指す。

(協会事務局)

第2条 本協会は事務局を東京都千代田区神田紺屋町13-1 (株)協報内に置く。

(協会の理念)

第3条 本協会は、住宅、非住宅を問わず上質で豊かな外部空間をデザインし、ガーデンファニチャーを中心としたアウトドアリビング商品の普及を通して、屋外で過ごすライフスタイルを普及させる。

(協会の活動)

第4条 本協会は前条の理念を達成するために、ガーデンファニチャー&アウトドアリビングに関連した次の活動を行う。

1. 輸入、流通に関する調査研究
2. PR活動
3. 新しい需要の開拓
4. 商品強度等の調査(耐候性・耐久性等)・明示
5. 研究、視察の実施
6. 普及促進のための展示会開催
7. セミナー講習会の開催
8. アウトドアリビングコーディネーター検定の実施
9. 関連する専門紙(一般向け)の発刊
9. 会員の親睦、融和を図る。
10. 会員間の情報交換

第2章 〔会員〕

(入会及び退会)

第5条 会員は、ガーデンファニチャー&アウトドアリビング関連のデザイン及び提案を行う「正会員（法人・個人事業）」と関連する商品を供給する「サプライヤー会員」及び「個人会員」で構成する。いずれもガーデンファニチャー&アウトドアリビングの普及に熱意を持って取り組むことが条件となる。

第6条

1. 新規に入会を希望する企業または個人は、理事会の承認を得て入会することができる。
2. 会員が退会を希望する場合は、書面による退会届を提出し、理事会の承認を得て、退会することができる。

(会費)

第7条

会費は以下の通り業態に応じて定める。

正会員（法人）	入会金 10,000 円・年会費 36,000 円
（個人事業）	入会金 5,000 円・年会費 24,000 円
サプライヤー会員	入会金 10,000 円・年会費 120,000 円
個人会員	入会金 5,000 円・年会費 12,000 円

(会員の資格喪失)

第8条

会員が次に挙げる項目に該当する場合はその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 1年以上会費を滞納したとき
3. 除名されたとき

(会員の除名)

第9条

会員が次の項目に該当するときは、除名することができる。

1. 本協会の会則に違反した時
2. 本協会の名誉を傷つける行為または、公序良俗に反する行為を行った時
3. その他除名すべき正当な理由がある時

(会員の資格喪失にともなう権利及び義務)

第10条

会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。

第11条

会員が資格を喪失してもすでに納入した会費、その他の拠出した金品はこれを返還しない。

第3章〔組織〕

(協会の構成)

第12条

本協会は、役員、一般会員で構成される。
必要に応じてアドバイザーを置くことがある。

(役員)

第13条

本協会には次の役員を置く
会長1名、副会長2名、監査役1名、他理事5名以下を置く

(選任)

第14条

理事、監査役は会員の中から総会において選任する（但し個人会員を除く）。
会長、副会長、監査役は理事会の決議によって選任する。

(理事、監査役の役割)

第15条

1. 会長は本協会の業務を執行し、本協会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、業務の執行を助ける。
3. 事務局は本協会の業務を統括し、会計経理を行う。
4. 理事は理事会を構成し本協会の運営に関する重要事項を審議決定する。
5. 監査役は本協会の会計の状況を監査する。

第16条

各理事、監査役の任期は選任後2年とし再任を妨げない。
理事・監査役に欠員が生じたときは、補欠として総会の決議により役員監査役を選任する。ただし、補欠の時に選任された理事・監査役は前任者の在任期間とする。

第4章〔総会〕

(種類)

第17条

総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

定時総会は、毎会計年度1回開催する。

臨時総会は、役員会において必要と認められた時及び総会員の議決権の1/3以上を有する会員から要請があった時開催する。

(構成)

第18条

総会は、会員をもって構成し、会員は各々1個の議決権を有する。(但し個人会員を除く)

(決議事項)

第19条

総会は次の事項を決議する。

1. 各事業年度の事業報告及び計算書類の確認
2. 次期事業年度の事業計画案及び事業予算案の確認
3. 会則の変更、追加、削除
4. 理事、監査役の選任
5. 会員の除名
6. 解散
7. その他協会の運営に関する重要な事項

(招集)

第20条

総会は、会長が招集する。

(議長)

第21条

総会の議長は原則として会長が務める。

(決議)

第22条

総会は会員(正会員、サプライヤー会員)の1/2以上が出席しなければ開くことができない。総会の決議は出席した会員の過半数をもって決議する

(定例会の設置)

第23条 定例会の設置

本協会はアウトドアリビング市場拡大のための方策を具現化するために総会とは別に全体定例会開催できる。

第5章〔計算〕

(事業年度)

第24条

本協会の事業年度は毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第25条

この会則以外の事項についてはその都度協議決定する。

附則 アウトドアリビング商品とは、ガーデンファニチャー及び空間演出ができるもの。

例：日除け（パラソル、シェード、オーニング）、屋外調理器具、屋外キッチン、エクステリア照明、屋外冷暖房器具、ファイヤーピット、ラグ・マット、緑化資材、ポット・鉢カバー、虫よけ、スピーカー、アート等

* 1. この会則は2020年4月1日から施行される。